○農林水産省告示第二千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栃木県日光市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

日光市（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

日光市（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栃木県佐野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

佐野市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市穴吹町三島字小島二三〇〇の一、二三〇一、二三〇四、二三五四、二三五六の二、二三七二、三〇三九の一から三〇三九の三まで、三〇四〇の一から三〇四〇の一二まで、三〇四一の一から三〇四一の五まで、三〇七八の一から三〇七八の三まで、三〇八〇の一から三〇八〇の七まで、字三谷一四〇三、一四〇四、一四〇五、一四〇八、字知野二七七の一、字宮内五七〇の一、五七一の一、字小島三〇三九の一から三〇三九の三まで・三〇四〇の一から三〇四〇の一二まで・三〇七六の一から三〇七六の三まで・三〇七八の一から三〇七八の四まで・三〇八〇の一から三〇八〇の七まで（以上二十九筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小島二三〇〇の一、二三〇一、二三〇四、二三五四、二三五六の二、二三七二、三〇三九の一から三〇三九の三、三〇四〇の一から三〇四〇の一二、三〇四一の一から三〇四一の五、字三谷一四〇三、一四〇四、一四〇五の一、一四〇八、字知野二七七の一、字宮内五七〇の一、五七一の一、字小島三〇三九の一から三〇三九の三まで・三〇四〇の一から三〇四〇の一二まで・三〇七六の一から三〇七六の三まで・三〇七八の一から三〇七八の四まで・三〇八〇の一から三〇八〇の七まで（以上二十九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び徳島県美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市穴吹町三島字三谷四八八の一、四八八の二、六二六、六二七、六四四の二、六四五の二、七一三、七一六、七一八の一、七一八の二、七一九の一、七二一の一、七二一の三、七二一の五、七三〇の一、七三〇の二、一五三〇の一、一五三〇の三、一五三〇の四、一五三一、一五八九、一五九一の一、一五九一の二、一五九一の三、一五九一の四、一五九一の六、一五九六の一、一五九六の二、一六〇二、一六一一、一六一二、字喜来二五の一、二五の二、二六の二、二六の三、三四の三、四三・四四・四七・三一九・三二〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一一九、一二〇、一二一の一、一二一の二、一二三、一二四、一二五、一二六の二、一二七、一二八、二一一、二二三、二二四、二二五の一、二二五の二、二三〇、二八六から二八八まで、二九一、二九二、三一八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市穴吹町三島字三谷三六五、三六六の一、三六六の三、三六六の四、三六六の八、三六九、三八七の一、一三八九、一四〇九、一四一二から一四一四まで、一四三三、一四三七、一四三八、穴吹町口山字馬内一七一、一七三の二、一七四、三二三の一、三二三の二、字西谷五九七の一、五九九、字渕名一〇四七、一〇五三、穴吹町古